

# 再生可能エネルギー設備関連税制優遇 一覧表

令和3年6月1日

名称 【リンク先】	法律 名称	概要	対象	内容	期限	問合せ先
<a href="#">福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税の優遇措置</a>	福島復興再生特別措置法	イノベ構想の重点分野※に係る新製品の開発等について、設備投資、被災者等の雇用、研究開発を行う場合、課税の特例を受けることができます。 （※①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙）	新産業創出等推進事業促進区域内において、新産業創出等推進事業を行う個人事業者又は法人 【知事の認定が必要です】	・避難対象雇用者等を雇用する場合 給与等支給額の15%を税額控除 ・設備投資（選択適用） 【特別償却】 機械等：即時償却、建物等：25% 【税額控除】 機械等：15%、建物等：8% ・開発研究用資産への投資 即時償却、税額控除	・雇用 ①認定期限：令和8年3月末まで ②適用期間：認定から5年間 ・設備投資及び開発研究 ①認定期限：令和8年3月末まで ②適用期間：上記①の投資に対し	【制度概要について】 福島県企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課 電話：024-521-7853 【認定申請について】 県北・県中・相双・いわき地方振興局企画商工部
<a href="#">事業再開、企業立地促進に係る税の優遇措置</a>	福島復興再生特別措置法	避難解除等区域復興再生推進事業実施計画を作成し、福島県知事の認定を受けることで、課税の特例を活用できます。	①平成23年3月11日時点で、避難指示の対象になった区域内に事業所が所在し、避難解除後7年を経過しない区域または認定特定復興再生拠点区域で事業再開する法人・個人事業者 ②①以外で、避難解除後7年を経過しない区域または認定特定復興再生拠点区域内において新規に事業を計画する法人・個人事業者 【知事の認定が必要です】	・避難対象雇用者等を雇用する場合 給与等支給額の20%を税額控除 ・設備投資（選択適用） 【特別償却】 機械等：即時償却、建物等：25% 【税額控除】 機械等：15%、建物等：8% ・投資の準備をする場合（福島再開投資等準備金） 事業再開のための準備金を積み立てた際に損金に算入（最大3年間）再開投資した際には、特別償却が可能	事業実施場所の解除日から7年以内	【制度概要について】 福島県企画調整部企画調整課（復興推進本部） 電話：024-521-7129 【認定申請について】 県北・相双地方振興局企画商工部 【確認申請について】 お近くの地方振興局県税部
<a href="#">中小企業経営強化税制</a>	中小企業等経営強化法、租税特別措置法	経営力向上計画の認定を受ける等の諸要件を満たした場合に課税の特例を活用できます。	中小企業 （全量売電や50%超の売電を行う 余剰売電は適用外）	法人税について、即時償却又は取得価格の10%の税額控除	令和4年度末（R5.3月末）	中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821
<a href="#">中小企業投資促進税制</a>	租税特別措置法	生産性向上等を図るため、一定の設備投資をした場合、課税の特例を活用できます。	中小企業 （全量売電は適用外）	機械・装置（1台160万円以上） 【特別償却】 ・30% 【税制控除】 ・7%（資本金3千万円以下法人） （選択適用）	令和4年度末（R5.3月末）	中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821

名称 【リンク先】	法律 名称	概要	対象	内容	期限	問合せ先
<a href="#">先端設備等導入計画による固定資産税(償却資産税)の軽減制度</a>	生産性 向上特 別措置 法	設備投資を通じて労働生産性の向上を図るため、所在している市町村から導入促進計画の同意（国から導入促進基本計画の同意を受けている市町村であって、先端設備導入契計画の）、認定を受けた場合、税制支援を受けられます。	中小企業 （生産、販売活動等の用に供する設備）（売電は適用外）	固定資産税の課税標準を3年間ゼロ~1/2に軽減	令和4年度末（R5.3月末）	【先端設備等導入計画の作成等について】 導入先市町村担当課 【税制について】 中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821 【制度について】 中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816
<a href="#">再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）</a>	地方税法、地域決定型地方税制特例措置（通称わがまち特例）	再生可能エネルギー発電設備に対して、固定資産税を軽減する措置です。	再生可能エネルギー発電設備を取得した事業者 太陽光（FITを除く） 風力発電設備 中小水力発電設備 バイオマス発電設備（2万kW未満） 地熱発電設備 太陽光以外はFIT認定を受けたものに限る。 太陽光については、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したものに限る。	<a href="#">固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、対象設備・出力ごとの割合で軽減</a>	令和3年度末(R4.3月末)	省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 電話：03-3501-4031  税務手続きの詳細については、設備所在の都道府県・市区町村までお問合せ願います。
<a href="#">カーボンニュートラルに向けた投資促進税制</a>	産業競争力強化法、租税特別措置法	計画認定制度に基づき大きな脱炭素効果を持つ製品の生産設備、生産工程の脱炭素化と付加価値向上の両立する設備に対し課税の特例を受けられます。	①大きな脱炭素効果を持つ製品の生産設備導入 ②事業所等の炭素生産性を相当程度向上させる計画に必要となる設備（機械装置等）	①税額控除10%又は特別償却50% ②3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50% 3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50%	令和5年度末（R6.3月末）	産業技術環境局 環境経済室 電話：03-3501-1770 経済産業政策局 産業創造課 電話：03-3501-1560
<a href="#">地域未来投資促進税制</a>	地域未来投資促進法	地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような促進法、「地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）」を実施する幅広別措置により、地域の成長発展の基盤強化を図るものです。	先進的な事業に必要な設備投資に対して減免措置が受けられます。（機械装置・器具備品：特別償却40%、税額控除4%）	・不動産取得税・固定資産税の減免措置（県・市町村において関係条例を検討中） ・地方創生交付金による重点支援	令和4年度末（R5.3月末）	東北経済産業局 地域経済部地域経済課 電話：022-221-4876